平成２８年（フ）第３８７８号
千葉県柏市旭町２丁目７－15－205、開始決定時の住所東京都江東区東陽４丁目７－10－421
破産者　矢巻　恵嗣
1　決定年月日　平成28年８月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第３８８６号
東京都府中市小柳町５丁目18－７－102
破産者　前山　弘
1　決定年月日　平成28年８月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第３９４５号
東京都三鷹市新川６丁目26－３－101
破産者　小川　泰史
1　決定年月日　平成28年８月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第４０００号
東京都大田区池上４丁目18－５－506
破産者　一ノ瀬千鶴
1　決定年月日　平成28年８月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第４０１３号
東京都練馬区春日町２丁目６－12－101
破産者　大原ひとみ
1　決定年月日　平成28年８月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第４０１４号
東京都品川区北品川１丁目７－２－1103
破産者　若葉　一雄
1　決定年月日　平成28年８月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第４０２５号
東京都荒川区東尾久５丁目46－２－201
破産者　金子　力
1　決定年月日　平成28年８月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第４０７８号
東京都足立区保木間４丁目21－15
破産者　高橋　賢一
1　決定年月日　平成28年８月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第２８号
茨城県日立市川尻町１丁目30番８号
破産者　株式会社小野崎組
1　決定年月日　平成28年８月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
水戸地方裁判所日立支部

平成２８年（フ）第１１４号
千葉県柏市南増尾４丁目３番19号
破産者　株式会社雅建装
1　決定年月日　平成28年８月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２８年（フ）第１１５号
千葉県柏市酒井根３丁目11番31号　アネックス鈴木101号
破産者　中山　雅博
1　決定年月日　平成28年８月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２８年（フ）第１４１号
千葉県松戸市小金原３－18－10－405、住民票上の住所千葉県松戸市東平賀234番地の37エスポワール北小金307号
破産者　伊藤　誠一
1　決定年月日　平成28年８月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２８年（フ）第１５３号
千葉県松戸市常盤平７丁目17番地　常盤平公団住宅２街区25棟307号
破産者　橋本　勝美
1　決定年月日　平成28年８月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２８年（フ）第１５６号
千葉県野田市山崎1509番地の26　ユニテ梅郷Ａ棟１－Ｂ号室
破産者　松本　光昭
1　決定年月日　平成28年８月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２８年（フ）第２０２号
千葉県松戸市常盤平４丁目16番地　常盤平公団住宅Ｅ街区１棟102号、開始決定時の住所千葉県鎌ケ谷市くぬぎ山３丁目８番２号
破産者　加藤二三男
1　決定年月日　平成28年８月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２８年（フ）第２１０号
千葉県野田市尾崎902番地の38
破産者　丸橋　準子
1　決定年月日　平成28年８月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２８年（フ）第２１１号
千葉県松戸市常盤平５丁目17番地の10　シャルネ95－601号
破産者　岸田　一雄
1　決定年月日　平成28年８月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２７年（フ）第１８３号
千葉県銚子市芦崎町1453番地
破産者　山岸　金彌
1　決定年月日　平成28年８月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２８年（フ）第４号
愛知県一宮市多加木３丁目２番43号
破産者　有限会社名美
1　決定年月日　平成28年８月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２６年（フ）第２３８３号
大阪市西区靱本町２丁目９番11号　（旧本店所在地　和歌山県有田市宮崎町22番地２）
破産者　株式会社ネクスト（旧商号トコリ・グローバル株式会社）
1　決定年月日　平成28年８月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第１８号
秋田県横手市卸町７番11号
破産者　羽後青果株式会社
1　決定年月日　平成28年８月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
秋田地方裁判所横手支部